ロ　車体後面の構造部の下縁の高さが、空車状態において地上550㎜（車両総重量が８ｔ以下の自動車（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500㎜以下のものに限る。）にあっては600㎜）以下のもの

ハ　車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上1,500㎜以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450㎜以下のもの

三　労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第１条第１項第８号に規定する移動式クレーンであって、車両後面の構造部の平面部と空車状態において地上2,000㎜以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450㎜以下であるもの

四　次に掲げる自動車のうち、その構造上協定規則第58号の技術的な要件（同規則第３改訂版の規則2.3(b)に限る。）に定める基準に適合する構造部を有することができないものであって、当該基準を可能な限り満たすように構造部が取り付けられているもの

イ　除雪に使用される自動車

ロ　消防自動車であって、車体後部に移動式の消火作業用装置を備えるもの

第112条第3項中「次の各号に掲げる基準とする。」を「協定規則第58号の技術的な要件（同規則第３改訂版の規則16.又は25.1.から25.4.まで及び25.7.に限る。）に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定による装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、同規則第３改訂版の規則16.4.及び25.7.中「２ｍ」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。」に改め、同項各号を削る。

第112条第1項第1号中「、乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車の座席であって保安基準第22条の３第１項に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるもの」を削る。

第113条第1項中「同規則第６改訂版補足第５改訂版」を「同規則第６改訂版補足第６改訂版」に改め、同条第４項中「同規則第６改訂版補足第５改訂版」を「同規則第６改訂版補足第６改訂版」に、「以下」を「第106条において」に改め、同条第７項中「同規則第６改訂版補足第５改訂版」を「同規則第６改訂版補足第６改訂版」に改める。

第113条中「、乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車の乗降口」を削る。

第113条第3項第2号中「後写鏡」の下に「及び後方等確認装置」を加える。

第114条中「協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第６改訂版」を「協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版」に、「協定規則第98号改訂版補足第６改訂版」を「協定規則第98号改訂版補足第７改訂版」に改める。

第117条第1項に次の１号を加える。

十四　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器

第117条第3項に次の１号を加える。

九　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器

第117条第4項に次の１号を加える。

十九　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器

二十　制動灯及び補助制動灯（運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合に限る。）

第117条第7項に次の１号を加える。

九　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器

第117条第11項中「電光表示器」の下に「、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器」を加える。

第118条第1項中「左外側線付近」を「外側線付近」に改め、同項ただし書を削り、同項各号を次のように改める。

一　次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡にあっては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則6.1.及び6.3.に限る。）に定める基準。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則6.1.1.2.(a)、6.1.1.3.及び6.1.1.5.の規定（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のものにあっては規則6.1.1.3.及び6.1.1.5.の規定）に限る。）に定める基準は適用しないものとし、同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則6.1.2.2.4.2.の規定中「1200㎜」とあるのは「600㎜」と、同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則6.3.1.1.の規定中「２ｍ以上」とあるのは「1.8m超」とそれぞれ読み替えるものとする。

二　カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20km／ｈ未満の自動車に備える後写鏡にあっては、次の各号に掲げる基準。ただし、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km／ｈ未満の自動車に備えるものについては、ロ及びハの基準は適用しない。

イ　容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

ロ　取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、別添79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」に定める基準に適合するものであること。

ハ　車室内に備えるものは、別添80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものであること。

第118条第11項を削り、同条第１項を同条第11項とし、同項の前に次の１項を加える。

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第１項ただし書の告示で定める基準は、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則6.2.、6.3.及び16.（16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.の規定を除く。）に限る。）に定める基準とする。

第118条第4項を次のように改める。

4　後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第４項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　第１項の後方等確認装置にあっては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則15.、16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.に限る。）に定める基準。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則15.2.1.1.1.中「２ｍ以上」とあるのは「1.8m超」と読み替えるものとする。

二　第２項の後写鏡（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20km／ｈ未満の自動車に備えるものを除く。）にあっては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則15.に限る。）に定める基準。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、次のとおりとする。

イ　協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則12.1.に限る。）に定める基準アイポイントは、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」2.2.とすることができ、同別添4.3.のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。